

「夢洲 IR 差し止め住民訴訟」の現段階の争点

夢洲 IR 差し止め住民訴訟の 2 月 17 日提出「被告ら準備書面 1」3 ページに次のように記載されている。本件基本合意別紙の契約案等の内容のうち、原告らが言う「大阪 IR 株式会社による事業のために必要な土壤汚染の除去、液状化の防止、地中障害の除去その他の土地改良費用を負担する旨の合意」に関連する内容は、本書面別紙「本件土地課題対策費用等の負担関連内容」のとおりである（締結を予定している本件事業用定期借地権設定契約も概ね同内容である。）。

別紙「本件土地課題対策費用等の負担関連内容」は写真のとおりであるが、重要な点だけ紹介したい。

原則として、「下記を除き IR 事業用地について契約不適合責任は一切負わない」とする。対象として地中障害物、土壤汚染、液状化、特定地中埋設物、埋立材原因の想定外地盤沈下等を挙げる。最初の 3 つは大阪市が 788 億円を上限として負担を決定した対象である。

対象	本件土地課題対策費用等の負担関連内容		費用負担の条件
	費用負担する範囲	負担内容	
原則	・下記を除き IR 事業用地について契約不適合責任は一切負わない		
地中障害物	・区域指定日に存在する本件 IR 施設の建設・整備に支障となる地中障害物について、その除去等により当該地中障害物がない場合と比較して大阪 SPC の負担が増加した場合	・撤去費用（地中障害物がない場合と比較して大阪 SPC の負担が増加した分）の負担	・判明後速やかな連絡 ・大阪府・市との事前協議 ・大阪市が妥当と認める額 ・債務負担行為として予算に定められた事項、期間及び限度額の範囲内
土壤汚染	・IR 事業用地の引渡日に存在する土壤汚染について、土壌汚染対策により当該土壌汚染がない場合と比較して大阪 SPC の負担が増加した場合	・対策費用（土壌汚染がない場合と比較して大阪 SPC の負担が増加した分）の負担	
液状化	・液状化の危険が具体的に見込まれ、IR 事業用地の利用に当たり液状化対策が必要となる場合において、当該対策に起因して大阪 SPC の負担が増加したとき	・対策費用（液状化対策に起因して大阪 SPC の負担が増加した分）の負担	
特定地中埋設物	・本件 IR 施設の建設等に支障となる通常想定し得ない一定要件を満たす地中埋設物が判明し、IR 事業用地の外見から通常予測され得る地盤の整備・改良の程度を超える除去工事等が必要と見込まれる場合	・除去費用の負担	
埋立材原因の想定外地盤沈下等	・大阪市が使用した埋立材の原因により、通常を想定を著しく上回る大規模な地盤の沈下又は陥没が生じ、当該地盤沈下等に起因して通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合	・対策費用の負担（大阪 SPC が実施した工事又は建築若しくは整備を原因とした地盤沈下等、又は通常想定される範囲内の地盤沈下等に起因する事業費の増加は除く）	・判明後速やかな連絡 ・大阪府・市との事前協議 ・対策の内容・費用に合理性があると認められる場合

4 つ目の特定地中埋設物はこれまで指摘されなかったと思うが、「本件 IR 施設の建設等に支障となる通常想定し得ない一定要件を満たす地中埋設物が判明し、IR 事業用地の外見から通常予測され得る地盤の整備・改良の程度を超える除去工事等が必要と見込まれる場合」として、除去費用の負担を明記している。

5 つ目の地盤沈下等は、予想される負担の大きさから注目される。「大阪市が使用した埋立材の原因により、通常を想定を著しく上回る地盤の大規模な沈下又は陥没が生じ、当該地盤沈下等に起因して通常予測され得る程度を超える地盤沈下対策等が必要と見込まれる場合」とする。その負担内容は「対策費用の負担（大阪 SPC が実施した工事又は建築若しくは整備を原因とした地盤沈下等、又は通常想定される範囲内の地盤沈下等に起因する事業費の増加は除く）」としている。

費用負担の条件は特定地中埋設物とともに、「判明後速やかな連絡、大阪府・市との事前協議、対策の内容・費用に合理性があると認められる場合」を挙げている。

この資料は 13 日の公判後の報告集会で配布された。傍聴後に参加した人たちからは、文面から地盤沈下等については、大阪市が負担すると読めるのではないかという意見が相次いだ。私も難解なので何回も読んだが同じ意見である。原告弁護団もこうした指摘が正当なのであり、本住民訴訟の現段階の争点であると述べた。

(2023 年 3 月 22 日)